

## エコマーク商品類型 No.130 「家具 Version2」

### パブリックコメントにおける御意見と対応内容

No.	該当箇所	御意見・御提案内容（概要）	対応内容
1	認定基準書 用語の定義 【植物由来プラスチック共通事項】	「バイオベース合成ポリマー含有率」の定義と、「バイオベース合成ポリマー」の定義を合わせて解釈すると、基準案で意図している植物由来成分の含有率ではなく、バイオベース合成ポリマーそのものの含有率と誤解される可能性がある。	ご意見を踏まえ、「バイオベース合成ポリマー含有率」の定義、ならびに関連する「植物由来プラスチック」の定義の表現を修正しました。
2	認定基準書 4-1-3(15)塗料のホルムアルデヒド	<p>屋内家具に使用される塗料のホルムアルデヒド放散量の適合について、既認定商品に使用している塗料はF☆☆☆相当のものである。塗装後からアッセンブル完成までを養生期間と考えており、塗装完了から出荷までの期間は約30日程度もしくはそれ以上のリードタイムがある。</p> <p>塗料をF☆☆☆☆等級に相当するものを選択する場合、粉体塗装もしくは水性塗装のどちらかとなる。粉体塗装、水性塗装、溶剤塗装それぞれ設備、方法などが異なるが、生産設備においては、粉体塗装・水性塗装への対応は、大掛かりな設備投資が必要(建屋の改造など含めると5,000万円以上の費用)となり非常に困難な条件変更と考えている。従来、ホルムアルデヒド放散防止対策として、養生期間を設ける事で対策を講じてきたが、塗装方法そのものの規制が掛かると認定更新が困難である。</p>	御意見を踏まえ、一部修正させていただきます。

意見者 2、意見総数 2